

5 1 0 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

1．特例を設ける趣旨

官民協働の運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を目指すこととしておりますが、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律には、民間委託を可能とするための根拠規定等が設けられていないことから、施設の警備や被収容者の処遇の一部等の事務を民間に委託することができません。

そこで、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例措置を設け、刑事施設の事務の民間委託を推進することにより官民協働の運営を実現するとともに、地方公共団体においても、刑事施設の業務が大幅に民間委託されることにより、構造改革特別区域における新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域の活性化にもつながることが期待できるものです。

2．特例の概要

本措置は、施設の警備や職業訓練などの被収容者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とするとともに、守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、事務を円滑かつ適正に実施するための所要の規定を設けるものです。

3．基本方針の記載内容の解説

(1) 「関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し」とは、刑務官に代わり、武器や戒具を使用する権限を有さない民間職員によって施設の警備や被収容者の処遇などの業務が行われることにより、施設の規律秩序の維持に支障を生ずるリスクが高まり、ひいては地域の公共の安全に支障を生ずるおそれがあるところ、特例措置を講ずるに当たって、その支障を除去するために、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関や周辺住民等の理解と協力が不可欠と考えたものです。

(2) 「将来にわたるその安定的な運営」とは、“迷惑施設”である刑事施設に

においては、改築等に際しての移転問題が付きものであり、構造改革特区制度を活用することで、地域の役割を制度として位置付けることは、将来にわたり安定的な運営を確保する上で極めて有益であることから、これを要件とする趣旨です。

(3) 「構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する」としたのは、地方公共団体が、不適正な事業者等を把握し、適切な情報提供等の協力が期待できるよう、受託者の範囲を限定したものです。

区域内に事務所又は事業所が所在する法人に限って、業務が委託されることとなれば、地域の経済活動が活性化するとともに、新たな雇用が生まれる機会が増えるなど、地域経済の活性化にもつながることが期待されるほか、地方公共団体にとっては、受託者に対する地方税の課税主体となることから、法人住民税、事業税などの税収入が増加することが期待されます。